

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141001		処分名	使用の許可又は許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化振興課		
根拠規定	鈴鹿市民会館条例				第4条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市民会館条例			第5条, 第6条		
	②	鈴鹿市民会館条例施行規則第5条					
	③	鈴鹿市暴力団排除条例第9条					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年1月1日	最終更新日	平成30年1月1日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>○鈴鹿市民会館条例 (使用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建築物又は附属設備等を破損するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理運営上支障があると認められるとき。 (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。 (使用期間の制限) 第6条 会館は、同一人が引き続き5日以上使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるとき、又は会館の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>○鈴鹿市民会館条例施行規則 (使用許可申請の受付期間) 第5条 使用許可申請書は、会館を使用する日(以下「使用日」という。)から起算して1年前の日の属する月の初日(その日が第2条の休館日に当たるときは、その直後の開館日。次項において「起算日」という。)から受け付けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、起算日前においても使用許可申請書を受け付けることができるものとする。 (1) 市が主催する事業に使用するとき。 (2) 市が出資する公益財団法人が主催する事業に使用するとき。 (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。</p> <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。 (特別設備等の制限)第9条 使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加えようとし、又は備え付けの器具以外の器具を持ち込み使用するときは、使用申請と同時にその胸を申請して市長の承認を受けなければならない。 2略</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年1月1日	最終更新日	平成30年1月1日	
	期間	14日以内					
聴聞等							
備考	使用日から起算して1年前の日の属する月の初日(その日が休館日に当たるときは、その直後の開館日)から申請(規則5条)						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141002	処分名	使用料の還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	文化振興課			
根拠規定	鈴鹿市民会館条例				第8条	
基準規定	①	鈴鹿市民会館条例施行規則			第11条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市市民会館条例施行規則 (使用料の還付) 第11条 条例第8条ただし書の規定により還付する場合は、次の表のとおりとする。 表略</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141003	処分名	特別設備等の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	文化振興課			
根拠規定	鈴鹿市民会館条例				第9条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市市民会館条例施行規則			第4条第1項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市市民会館条例施行規則 (特別の設備) 第4条 使用者は、第9条第1項の規定により特別の設備をし、又は備え付け以外の器具を持ち込みしようとするときは、特別の設備等の内容を記載した仕様書を第3条第1項の規定による使用許可申請書に添付しなければならない。 2 略</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141004		処分名	使用の許可又は許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化振興課		
根拠規定	鈴鹿市文化会館条例				第5条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市文化会館条例				第6条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○鈴鹿市文化会館条例 (許可の基準) 第6条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき は、会館の使用を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障があるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考	申請期間については規則4条2項、別表第1による						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141006		処分名	使用料の還付		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化振興課		
根拠規定	鈴鹿市文化会館条例				第9条	
基準規定	①	鈴鹿市文化会館条例施行規則			第12条, 別表第2	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙「鈴鹿市文化会館条例施行規則第12条別表第2」による。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142001		処分名	使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第5条第1項		
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第7条第1項		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考	使用日の30日前から申請(規則2条2項)						

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142002		処分名	資料の特別利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第6条第1項		
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第7条		
	②	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第4条第1項		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。 2 前項の規定は、前条第1項の許可に準用する。この場合において、前項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「指定管理者が使用」とあるのは、「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。</p> <p>○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (資料の特別利用) 第4条 条例第6条の規定による許可を受けようとする者は、佐佐木信綱記念館特別利用許可申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 2 略</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	3日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142003		処分名	使用料の減免		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課		
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第9条第2項	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第9条第2項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月23日	最終更新日	平成30年10月23日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○佐佐木信綱記念館条例 (使用料) 第9条 略 2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。 3 略</p> <p>次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 他の地方公共団体その他公共団体(以下「他の地方公共団体等」という。)若しくは国又は公共的団体等において、公用又は公共用(以下「公用等」という。)に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務若しくは事業を補佐し、又は代行する団体において補佐し、又は代行する事務若しくは事業の用に供するため使用するとき。 (3) 佐佐木信綱博士の業績を顕彰し、本市における市民の文化及び教養の向上並びに研究の用に供するため使用するとき。 (4) 地震、火災、水害等の災害により、資料館の講座室又は和室及びそれらの附属施設の使用の許可を受けた者が当該施設を使用の目的に供しがたいと認められるとき。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月23日	最終更新日	平成30年10月23日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						



申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142004	処分名	使用料の還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第10条	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第10条第1項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成33年3月31日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (使用料の還付) 第10条 条例第10条ただし書の規定により還付する額は、次のとおりとする。 表 以下</p> <p>第10条表の還付区分及び還付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害その他使用者の責任によらない事由により、使用することができないとき 全額</li> <li>・使用日の10日前までに第5条第2項の規定により使用の中止が許可された場合において、請求書教育委員会が認めたとき 全額</li> <li>・第5条第2項の規定により使用の変更が許可され、既納使用料に過納金が生じた場合において教育委員会が認めたとき 過納金の全額</li> </ul>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142005		処分名	使用許可の変更許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例施行規則				第5条第1項		
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第5条第1項		
	②	佐佐木信綱記念館条例施行			第7条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成33年3月31日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (使用許可の変更) 第5条 条例第9条に規定する使用者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を受けた使用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館使用許可変更・中止申請書(第5号様式)に当該許可に係る許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。</p> <p>(1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、偽りその他不正の行為により許可を受けようとする等、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>(審査基準)変更後の日程が利用可能な日であるかどうか、人数が使用可能な人数であるかどうか。</p>						
	標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	3日以内					
聴聞等							
備考							

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142006		処分名	特別利用許可の変更許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例施行規則				第6条第1項		
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第6条第1項		
	②	佐佐木信綱記念館条例			第7条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成33年3月31日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (特別利用許可の変更) 第6条 条例第11条に規定する利用者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を受けた特別利用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止申請書(第7号様式)に当該許可に係る許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、偽りその他不正の行為により許可を受けようとする等、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。</p> <p>(審査基準)変更後の日程が利用可能な日であるかどうか、人数が利用可能な人数であるかどうか。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	3日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142008		処分名	資料の閲覧又は利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	鈴鹿市資料館条例				第9条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市資料館条例施行規則			第2条第1項		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○鈴鹿市資料館条例施行規則 (閲覧又は利用の申請等) 第2条 条例第9条第1項の許可を受けようとするものは、郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料(以下「郷土資料」という。)を閲覧する場合にあっては鈴鹿市資料館郷土資料閲覧申請書(第1号様式)を、郷土資料を利用する場合にあっては鈴鹿市資料館郷土資料利用申請書(第2号様式)を鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	3日以内					
聴聞等							
備考	資料館の管理は指定管理者によるが、資料の利用許可等は教育委員会による。						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142009	処分名	資料の貸出しの許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	鈴鹿市資料館条例				第11条	
基準規定	①	鈴鹿市資料館条例			第11条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市資料館条例 (資料の貸出し) 第11条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	3日以内				
聴聞等						
備考	資料館の管理は指定管理者によるが、資料の利用許可等は教育委員会による。					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142010		処分名	施設の使用の許可		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会		
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課	
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例				第6条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例			第7条第1項	
	②	鈴鹿市考古博物館条例			施行規則第5条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市考古博物館条例</p> <p>第7条 鈴鹿市教育委員会は、鈴鹿市考古博物館条例第6条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により許可を受けようとするとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、鈴鹿市考古博物館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。</p> <p>第5条 条例第6条第1項の規定により、講堂等の使用の許可を受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館施設使用許可申請書(第1号様式。以下「使用許可申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 使用許可申請書は、使用日が6か月以降のものについては、これを受理しないものとする。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	7日以内				
聴聞等						
備考	使用日の6か月前から申請(規則5条2項)					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142011		処分名	特別利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例				第6条第2項		
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例			第7条第1項		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年5月8日	最終更新日	平成30年5月8日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○鈴鹿市考古博物館条例 第3条 この条例において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料をいう。</p> <p>○鈴鹿市考古博物館条例 第7条 鈴鹿市教育委員会は、鈴鹿市考古博物館条例第6条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の行為により許可を受けようとするとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、鈴鹿市考古博物館の管理上支障をきたすおそれのあるとき。</p> <p>○鈴鹿市考古博物館条例第6条第2項の学術研究等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 考古学の学術研究の成果を学術雑誌等へ発表する場合</p> <p>(2) 考古学の学術研究の成果を電子媒体に載せる場合</p> <p>(3) 営利又は非営利目的を問わず、博物館資料に係る印刷物を頒布する場合</p> <p>(4) 実測、採拓及び撮影等の目的で博物館資料に直接触れる行為が必要な場合</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年5月8日	最終更新日	平成30年5月8日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142013		処分名	使用料の免除				
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会				
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課			
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例					第10条		
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館施行規則					第10条	
	②							
	③							
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日		
	非公開該当		未設定理由					
	<p>○鈴鹿市考古博物館施行規則            第10条 鈴鹿市考古博物館条例第10条の規定に基づく使用料の免除の範囲は、次のとおりとする。            (1) 鈴鹿市及び鈴鹿市教育委員会が主催する事業            (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校(以下「学校」という。)が教育活動の場として使用する場合            (3) その他鈴鹿市教育委員会が免除することが適当と認めた場合</p>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日		
	期間	7日以内						
聴聞等								
備考								



## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142014	処分名	観覧料の免除			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例				第10条	
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館施行規則			第13条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市考古博物館施行規則                      第13条 鈴鹿市考古博物館条例第10条の規定に基づき観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育課程に基づく教育活動の一環として学生、中学生、小学生及びその引率者が観覧する場合</p> <p>(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合</p> <p>(3) 高齢者(70歳以上)が観覧する場合</p> <p>(4) 博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等に参加する場合</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会が適当と認めた場合</p> <p>2 前項の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館観覧料免除申請書(第7号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、身体障害者等で身体障害者手帳等の提示をした場合及び委員会が提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142015		処分名	資料の貸出の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例				第11条		
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館施行規則				第14条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>○鈴鹿市考古博物館施行規則            第14条 鈴鹿市考古博物館条例第11条の規定により博物館資料を貸出しすることができるものは、次に掲げるものとする。            (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設            (2) 国及び地方公共団体            (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校            (4) 前3号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会が適当と認めたもの。            2 前項の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館資料貸出許可申請書(第8号様式。以下「資料貸出許可申請書」という。)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料(以下「寄託資料」という。)であるときは、当該寄託をした者(以下「寄託者」という。)の承諾書を添付しなければならない。</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142016	処分名	使用変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例施行規則			第7条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例施行規則		第7条第1項		
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	非公開該当		未設定理由			
	<p>○鈴鹿市考古博物館条例施行規則            第7条 使用者は、許可書に記載された事項を変更し、又は使用を取消そうとするときは、鈴鹿市考古博物館使用変更(取消し)許可申請書(第3号様式)に許可書を添えて委員会に提出しなければならない。            (審査基準)変更後の日程が利用可能な日であるかどうか、人数が使用可能な人数であるかどうか。</p>					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	7日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1143001	処分名	使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	その他	市長又は指定管理者		
担当部署	部 文化スポーツ部	課	スポーツ課			
根拠規定	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例			第3条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例		第4条		
	②	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則		第2条, 第3条第1項, 第4条, 第5条, 第6条		
	③	鈴鹿市暴力団排除条例		第9条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	別紙「1143001」による					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1143002		処分名	特別設備等の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	その他	市長又は指定管理者		
担当部署	部	文化スポーツ部	課	スポーツ課			
根拠規定	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例				第8条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例			第8条		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	<p>(特別設備等の制限)</p> <p>第8条 使用者は、運動施設に特別の設備等を設置しようとするときは、使用申請と同時にその旨を申請し、運動施設(指定運動施設を除く。)にあつては市長、指定運動施設にあつては指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担においてその設備等を設置させることができる。 (特別な設備がないと行えない競技やイベントを実施するとき、もしくは特別な設備を設置することで利用者の利便性につながるとき。)</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考							

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1143003		処分名	許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者		その他	市長又は指定管理者		
担当部署	部	文化スポーツ部	課	スポーツ課			
根拠規定	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則				第7条		
基準規定	①	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則			第7条		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
<p>(使用の変更及び取消し)</p> <p>第7条 第3条第1項の規定により許可書の交付を受けた者が、許可された事項を変更し、又は取り消そうとするときは、速やかに、運動施設使用変更(取消し)許可申請書(第6号様式)に当該許可書を添えて、市長又は指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 市長又は指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、運動施設使用変更(取消し)許可書(第7号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。</p> <p>【申請内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動施設使用変更(取消し)許可申請書の記入に不備はないか。</li> <li>・使用許可書が添付されているか。</li> <li>・変更(取消し)の理由が適当か。(例:天候不順のため)</li> </ul>							
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考							

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1144001		処分名	図書館施設の使用の許可等		
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	図書館		
根拠規定	鈴鹿市立図書館条例				第5条	
基準規定	①	鈴鹿市立図書館条例			第6条	
	②	鈴鹿市立図書館条例施行規則			第21条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成27年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
<p>使用の許可の基準は以下のとおりとする。</p> <p>○鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。          (1) 図書館の運営等に寄与する事業          (2) 学校教育, 社会教育等に関する事業で教育委員会が必要と認めた事業          ⇒具体例として, 芸術文化の振興のための事業(F1グランプリ, バルーンフェスティバルパネル展など)</p> <p>○鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。          (1) 図書館の運営等に寄与する事業          (2) 芸術及び文化の振興のための事業          (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか, 教育委員会が必要と認めた事業          ⇒具体例として, 地元自治会会議</p> <p>以上の規定にかかわらず, 教育委員会は, 使用の許可を受けようとする者が以下の基準のいずれかに該当するときは, 図書館の施設の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 暴力団(鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)を利することとなると認めるとき。          (2) 公益又は公安を害し, 善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。          (3) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。          (4) 図書館の施設(設備を含む。以下同じ。)を汚損し, 損傷し, 又は滅失するおそれがあると認めるとき。          (5) 管理運営上支障を来すおそれがあると認めるとき。          (6) 前各号に掲げるもののほか, 教育委員会が適当でないと認めるとき。          ⇒具体例として, 営利法人等の会議</p>						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成27年4月1日	最終更新日	令和3年3月24日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1144002	処分名	使用料の還付			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課	図書館			
根拠規定	鈴鹿市立図書館条例				第8条	
基準規定	①	鈴鹿市立図書館条例			第8条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月24日	最終更新日	令和3年3月24日
	非公開該当		未設定理由			
	既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が鈴鹿市立図書館が災害等により休館の判断をした場合など特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月24日	最終更新日	令和3年3月24日
	期間	1月以内				
聴聞等						
備考						